○九州地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号及び三百八十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
延岡市土々呂三丁目六五〇番九から同市土々呂町三丁目四〇〇七番まで	前	一一・〇〇～一三・〇〇	〇・一二六
	後	一三・四〇～二〇・二〇	〇・一二六

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号及び三百八十八号	延岡市土々呂町三丁目六五〇番九から同市土々呂町三丁目四〇〇七番まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所
二百五号	佐世保市大塔町八二三番一から同市大塔町一〇〇三番四まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所
四百九十七号	佐世保市大塔町八二三番一から同市大塔町八八九番一まで	九州地方整備局、同局長崎河川国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社佐賀高速道路事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十二日

○九州地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　路線名　東九州自動車道

(二)　道路の区域

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
曽於市末吉町深川字塩硝ヶ谷南九八二九番四から同市末吉町諏訪方字桐木一八一番一まで	最大　一七一・五三 最小　四一・三〇	〇・三六二

(三)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　路線名　東九州自動車道

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
曽於市大隅町岩川字鳥居川七八八二番二から同市大隅町岩川字鳥居川七八八〇番一まで	前	五五・六〇～二〇七・四一	〇・〇五二
	後	五五・六〇～一八八・二三	〇・〇五二
曽於市大隅町岩川字埋ヶ迫五二七四番三から同市大隅町岩川字柿木段四六〇五番二まで	前	四一・六四～四七・〇九	〇・〇九五
	後	六九・三四～六九・三四	〇・〇九五
曽於市大隅町岩川字様ノ木三五五四番二から同市大隅町中之内字谷ヶ迫五二二〇番六まで	前	二三・八〇～二三・八〇	〇・八四一
	後	一一二・七五～一一二・七五	〇・八四一

(三)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
東九州自動車道	曽於市大隅町岩川字鳥居川七八八一番五から同市末吉町諏訪方字桐木一八一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十四日

○北海道開発局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　関　克己

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道天塩郡豊富町字上サロベツ五二九〇番二から同町字上サロベツ二五四六番二三一まで	前 A	一八・一八～六八・五〇	四・二一二	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C	二九・二〇～一九二・〇〇	六・三八六	
	後 A	一八・一八～六八・五〇	四・二一二	
	後 B・C・D	二一・四二～一九二・〇〇	六・三八六	
北海道天塩郡豊富町字上サロベツ二五四六番二三一から同町字上サロベツ二七一二番二まで	前 BA	一八・〇〇～一一四・〇〇 一五・〇〇～三六一・〇〇	一四・八三六 一五・八三八	
	後 BA	二〇・一五～一一四・〇〇 一五・〇〇～三五二・〇〇	一四・八三六 一五・八三八	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十号	北海道天塩郡幌延町元町八八番一から同郡豊富町字上サロベツ一三三一番一まで	北海道開発局及び同局稚内開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年三月十四日